

一般社団法人日本人間工学会
人間工学グッドプラクティス賞選考規程

第1条 (本賞の目的)

人間工学グッドプラクティス賞は、人間工学の研究成果を応用したものづくり、及び人間工学の研究成果を踏まえた社会活動における優れた業績を表彰することを通じ、人間工学とその研究成果を広く社会全般に普及させることを目的とする。

第2条 (本賞の選考対象)

当該年に人間工学グッドプラクティスデータベース (以下、GPDB) に登録されたすべての事例を選考対象とする。

第3条 (本賞の表記および通称)

1. 本賞は「人間工学GP賞」と表記する場合がある。
2. 本賞の通称は「専門家100人が選んだ人間工学グッドプラクティス賞」または「専門家100人が選んだ人間工学GP賞」に西暦の年を付与したものとする。

第4条 (本賞の種別)

1. 選考対象のうち、最も優れた事例1件を最優秀賞、優秀な事例3件以内を優秀賞、その他、特に表彰すべき事例を特別賞として表彰する。
2. 最優秀賞、優秀賞、特別賞 (以下、各賞) とも該当なしも可とする。
3. 特別賞には、表彰する事例の内容に即した名称を付与することも可とする。

第5条 (選考の流れ)

1. 本賞の選考は、第1次審査と第2次審査の2段階で行う。なお、選考対象事例の応募者または推薦者は、第1次審査、第2次審査ともに選考に関わることはできない。
2. 第1次選考として、表彰委員会が表彰対象事例の応募者及び推薦者を除く認定人間工学専門家の中から無作為に100名程度を選抜し、人間工学専門家認定機構を通じてメールで優れた事例の投票を依頼する。
3. 第2次選考として、第1次選考結果に基づき表彰委員会として審議した上で、人間工学GP賞授賞候補を選考理由とともに理事会へ答申する。
4. 理事会では、表彰委員会の答申に基づき審議の上、授賞事例を決定する。

第6条 (表彰および公表方法)

1. 受賞事例の応募者に対し、定時社員総会において賞状及び副賞を授与する。
2. 受賞事例の応募者が定時社員総会に出席できない場合は、定時社員総会において紹介し、後日賞状及び副賞を送付する。
3. 副賞は、賞の種別、受賞年月日、受賞事例の名称ほかを記した楯とする。
4. 総会終了後、各賞を学会誌、学会ホームページ等を通じ受賞理由とともに公表する。

第7条 この規程の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は2011年12月17日より施行する。
- 2 2016年5月19日改定
- 3 2016年5月19日の本規程改定にともない、人間工学グッドプラクティス賞選考及び授与規程細則は廃止する。